

平成25年度

税制改正に関する提言

～ 基本的な課題 ～

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

遅きに失した感はあるが、ともかくにも社会保障と税の一体改革が実現する運びとなった。我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進んでいる一方で、財政が先進国で突出して悪化している。これは社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大を反映した図式であり、このままでは社会保障制度の維持も財政の健全化もできないことが誰の目にも明らかだった。

成立した一体改革関連法は、消費税の税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることが柱となった。これによりギャップが完全に埋まるわけではないが、ギャップの拡大スピードに一定の歯止めをかけるという点で画期的であるといえよう。社会保障制度と財政が持続可能でなければ、将来不安から消費や企業マインドに悪影響を及ぼし、成長の下押し圧力となる懸念も指摘されてきた。そういう意味では、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。

ただ、一体改革関連法には依然としてさまざまな問題が存在しており、これで持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化が達成されるわけではない。肝心なのは今後の改革のあり方である。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められてきたわけだが、今回の消費税率引き上げは「負担」面で一定の改善がなされる。また、消費税は安定した収支が得られ、かつ「世代間・世代内の公平」という面でも社会保障財源としてふさわしいといえる。

しかし、今後の社会保障給付は年金だけではなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれている。その財源を安易に公費負担に頼ることになれば、増税に際限がなくなる恐れがある。そうした事態を招かないためにも、これから最も重要なのは給付の抑制である。それには過剰なばらまき的給付を排し、重点化・効率化を徹底するしかない。

(1)今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。

その際には「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直す必要がある。

(2)年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は限られた税財源を考慮すれば非現実的と考える。

(3)給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬（本体）体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである。

- (4)医療は成長分野としても位置付けられている。大胆な規制改革を行うことによって、着実に成長に結びつける必要がある。
- (5)介護保険の給付総額は導入時に比べて2倍以上となっている。真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけるなど、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである。
- (6)生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。
- (7)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)景気への配慮が必要
- (2)円滑な価格転嫁の実現
消費税率の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講ずるよう強く求める。
- (3)当面は単一税率が望ましい
- (4)簡素な給付措置の実施について

3. 財政健全化にむけて

- (1)財政健全化目標である①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減、20年度黒字化②債務残高GDP比21年度から引き下げ一を着実に達成すべきである。
- (2)聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円一という現在の中期財政フレームでは不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成するまでの道筋と工程表を明示することが必要である。
- (3)来年度予算編成では消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立つ。消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めねばならない。

4. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

しかしながら、改革の取組みは極めて不十分であり、消費税引き上げが決まった以上、国民が改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。以下の諸施策について、直ちに期限を定めて改革を断行することを求める。

(1)国・地方における議員定数と歳費の削減

(2)国・地方公務員の人員と人件費の削減

(3)事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4)民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

5. 今後の税制改革のあり方

わが国の税制は先の抜本改革から20年以上経過した。この間に少子高齢化大きな構造変化が急進展した。社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、こうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、踏まえることが求められる。こうした中で、後述する法人税率のさらなる引き下げや、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

(1)制度の創設、維持にかかるコストの明確化

(2)税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備

(3)税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正化につなげる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一步前進したが、復興財源に充てる付加税が課せられたため、実質的には3年後からの実施となる。さらに、5%引き下げがなされても、アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われており、わが国との税率格差は依然として大きい。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっている。こうした状況が続ければ、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらに経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1)法人税実効税率30%以下の早期実現

(2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①適用申請時と適用後に求められる煩雑な各種手続きの簡素化と手続き窓口の一元化
- ②5年間の雇用8割維持の要件緩和
- ③対象会社の拡大
- ④株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予制度割合（80%）の引き上げ
- ⑤死亡時まで株式を所有しない猶予税額が免除されない制度の見直し

(2)親族外への事業承継に対する措置の創設

(3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるよう税制の確立が求められる。

(1)中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- (2)交際費課税の見直し
- (3)役員給与の損金算入の拡充

III 国と地方のあり方

わが国の行財政システムは中央集権的であり、すでに行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。

国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

(1)広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき。

(2)行財政改革を行うために国で実施している「事業仕分け」の手法を地方においても広く導入すべき。

(3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。国家公務員の人員費は震災復興財源に充てるために期間限定で7.8%引き下げられたが、地方公務員人件費についても同様の引き下げを実施すべきである。

(4)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、欧米に比べて格段に高い地方議員の報酬は大幅に削減すべきである。

(5)教育委員会や人事委員会、選挙管理委員会など行政委員会の委員は、非常勤で委員会開催も1～3回と少ないにもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう。

(6)地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV 震災復興

被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は延々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

2. 納税環境の整備

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税をきちんと払い、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税の果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが肝要である。

法人会では、学童などを対象とする「租税教育活動」や「税に関する絵はがきコンクール」などを実施しており、今後もさらに積極的な取り組みを行うこととしている。